自己評価にあたっての留意事項

平成23年 3月23日版（平成23年4月1日施行）

1　全般的な留意事項

自己評価にあたっては，入札公告個別説明書を確認の上，あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める技術資料（様式第１号～第７号）を作成し，誤りがないよう注意してください。

特定共同企業体で入札に参加する場合は，代表者のみを技術評価しますので，代表者についての自己評価表を提出してください。

提出期限内に技術資料の提出がない場合や，簡易型の場合の「簡易な施工計画書」が白紙であるなどの不適切な場合は，その入札参加者の入札は無効とし，失格となります。
また，「自己評価表」の配置予定技術者が未記入の場合，その入札は無効とし失格となりますので十分ご注意ください。

一度提出した自己評価表に修正の必要がある場合，提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが，一番最後に提出された自己評価表をもって技術評価します。

落札候補者となった場合，技術資料（様式第１号～第７号）及びその内容を証明する書類等により審査します。
上記書類は，落札候補者決定の公表後，その翌日までに契約担当部署に持参により提出していただきますので，事前に準備しておいてください。

提出された書類等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合，もしくは疑義が生じた場合などにおいては，下表の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に追加で書類等の提出を求める場合があります。
書類等の追加提出がない場合や書類等の記載内容によっては，自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
その結果，総合評価点が変動したことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

技術資料（様式第１号～第７号）の記載内容に虚偽があった場合は，指名停止となる場合がありますので，十分ご注意ください。

＜ ⇒ ＞

「公告日」とは，案件ごとの入札公告の公表日のことです。

「年度」とは，４月１日から翌年の３月３１日までのことです。
　過去３ヵ年度・・・平成２０年度から平成２２年度
　　（平成２０年４月１日から平成２３年３月３１日）
　過去１０ヶ年度・・平成１３年度から平成２２年度
　　（平成１３年４月１日から平成２３年３月３１日）

電子申請システムでは，添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されていますので，自己評価表などを添付する際，ファイル名は次のとおりにしてください。

入札公告の【案件番号】　＋　入札参加者名簿の【業者コード】　＋　下記の【様式名】
　　１０桁　　１０桁

【様式名】
自己評価表・・・・・・yousiki8-ﾊﾟﾀｰﾝ番号
簡易な施工計画書・・・yousiki3
補完図面等・・・・・・yousiki3hokan

ﾊﾟﾀｰﾝ番号は案件により変わります。

（例）自己評価表の添付ファイル名
2010100001_0000012345_yousiki8-A01.xls

※各番号を半角スペースを入れて区切る

公告に添付されたファイル名のままとし，変更しないでください。

<END>

問い合わせについて

お問い合わせの際は，大変お手数をおかけいたしますが，ｅメールもしくはＦＡＸ等の記録の残る方法でお問い合わせください。
電話でのお問い合わせにつきましては，申し訳ございませんが受け付けておりませんので，ご了承願います。

新潟市　土木部　技術管理課
〒951-8550　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

FAX　　025-222-7324
E-Mail　gijutsu@city.niigata.lg.jp

前版から変更あり

●

2　評価項目別の留意事項

	評価項目		評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
工事の施工能力	企業の能力	工事成績（平均点）	工事成績評定点の平均点ａ（小数点以下第３位四捨五入２位止）（対象となる工種及び期間は案件ごとに定める）	８０点以上	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	4	工事成績については，新潟市で採点します。 工事成績評定点は，新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。（水道局が発注した工事については，評価の対象としません。） 入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「工事成績平均点（下記【Ａ】【Ｂ】の区分）」の要件を満たす工事について評価します。 なお，総合評価に係わる工事成績評定点の問合せには応じません。	共同企業体での工事成績評定点は，出資比率にかかわらず対象としません。 <END>	資料の提出は求めません。 <END>	●
				７０点以上８０点未満	(a-70)×0.6	(a-70)×0.7	(a-70)×0.7	(a-70)×0.7	(a-70)×0.7	(a-70)×0.7	(a-70)×0.7	3				
				６５点以上７０点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2				
				６５点未満（マイナス評価とする）	(a-65)×1.2	(a-65)×1.4	(a-65)×1.4	(a-65)×1.4	(a-65)×1.4	(a-65)×1.4	(a-65)×1.4	1				
				実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

【Ａ】　発注する工（業）種と工事成績評定点の工（業）種について

発注する工（業）種等 工（業）種	発注する工（業）種等 種別等	工事成績評定点の工（業）種等
土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績
	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績，とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）及び鋼構造物の成績
とび・土工・コンクリート	とび・土工事	
	交通安全施設	交通安全施設の成績
	解体	解体の成績
鋼構造物		②の成績
造園		造園の成績
ほ装		ほ装の成績
建築一式		建築一式の成績
管		管の成績
電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績
防水		防水の成績
機械器具設置		機械器具設置の成績
上記以外のその他の工（業）種		全ての成績

【Ｂ】　工事成績評定の対象期間について

公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日
４月１日～５月３１日	公告日の属する年度より３年度前の４月１日から公告日の属する年度の前年度の１月３１日まで
６月１日～８月３１日	公告日の属する年度より３年度前の４月１日から公告日の属する年度の前年度の３月３１日まで
９月１日～１１月３０日	公告日の属する年度より３年度前の４月１日から公告日の属する年度の６月３０日まで
１２月１日～３月３１日	公告日の属する年度より３年度前の４月１日から公告日の属する年度の９月３０日まで

<END>

	評価項目		評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
工事の施工能力	企業の能力	同種工事の工事成績（回数）	同種工事で７５点以上の工事成績評定点（現年度(公告日前日まで)及び過去３ヶ年度の評定点）（対象となる同種工事は案件ごとに定める）	７５点以上が５回以上。	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	5	同種工事の工事成績は，新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。（水道局が発注した工事については，評価の対象としません。） 入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。 上記に該当した工事のうち，工事評定点が７５点以上と採点された工事の件数で評価してください。 <END>	共同企業体での工事成績評定点は，出資比率にかかわらず対象としません。 <END>	技術資料（様式第１号）に，入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす工事で，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内の工事評定点が，７５点以上と採点された工事の件数について記入してください。 件数を記入した工事の「工事成績評定通知書」の写しを提出してください。 なお，５件以上ある場合は，上記写しは５件分のみの提出で構いません。 <END>	●
				７５点以上が４回以上。	0.8	0.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	4				
				７５点以上が３回以上。	0.6	0.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	3				
				７５点以上が２回以上。	0.4	0.4	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	2				
				７５点以上が１回以上。	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1				
				実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
		同種・類似工事の施工実績	同種類似工事の施工実績（現年度(公告日前日まで)及び過去１０ヶ年度内の実績）（対象となる実績要件は案件ごとに具体的に定める）	国，旧公団，都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす，現年度（公告日前日まで）及び過去１０ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。 施工実績は，元請業者としての工事実績のみが対象となり，それ以外の場合の施工実績は対象となりません。 発注者が下記の場合は，配点ランク「２」に該当します。 ①国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ②都道府県 ③政令指定都市（注１） ④旧道路公団（注２） ⑤独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥日本下水道事業団 【注１】 政令指定都市のうち，新潟市が発注した工事の実績には，合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村，巻町）の工事実績も含みます。 【注２】 旧道路公団とは，旧道路公団及び現在，高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。 発注者が財団法人や，土地改良区などの場合は，配点ランク「１」に該当します。 ＜END＞	同種・類似工事の施工実績を評価するとき，共同企業体での施工実績は，出資比率にかかわらずその共同企業体のすべての構成員について，実績があると認めます。 例：A社（代表者），B社，C社の３社が共同企業体を構成し，建築延べ床面積5,000㎡の工事を施工した場合の同種・類似工事の施工実績は，A社（代表者），B社，C社のそれぞれが，建築延べ床面積5,000㎡の工事の実績があると認めます。 <END>	技術資料（様式第１号）に，入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たすことが明確に判断できるように記載してください。 内容を証明するものとして，下記に掲げるいずれかの書類を提出して下さい。 １　公共機関発注の場合は，（１）～（３）のいずれかを提出してください。 （１）①（財）日本建設情報センターが発行する ＣＯＲＩＮＳの竣工時カルテ受領書 ②竣工時データの写し （２）発注機関が発行した「工事実績証明書」 （写しでも可。 ただし公告日から１年以内に発行されたものに限る。） （３）契約書の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） 及び一般図（工事内容が判るもの） ２　公共機関以外の発注の場合は，（１）（２）の両方を提出してください。 （１）契約書の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） 及び一般図（工事内容が判るもの） （２）一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合，契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合， 一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者からの証明書。 上記書類で条件を満たす規模等が明確に判断できない場合は点数が無効になりますので，必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 特に，ＣＯＲＩＮＳのデータ入力が「代表値」となっている場合等は，判断できないことがあるので，必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 ＜END＞	●
				上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	1.0	1.0	1				
				実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

	評価項目		評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
工事の施工能力	配置予定技術者の能力	国家資格	主任（監理）技術者の有する資格	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち，1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は，資格等の要件を満たす候補者を５人まで記入することができます。 入札参加申込締切日時点で雇用期間が３箇月未満の方は，配置予定技術者として認められません。 「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を有する者のうち，１級もしくは２級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者が配置予定技術者となる場合に評価の対象となります。 配置予定技術者の評価は，「国家資格」と「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」の３項目の評価の合計点が最も低い人について評価します。その際，点数が最も低い候補者が複数人いる場合は，資格の評価点が最も低い人で評価します。 （それぞれの項目をそれぞれ異なる人により評価するものではありません。） 解体工事の場合，解体工事施工技士は１級と同等の資格として，配点ランクは「２」に該当します。 配置予定技術者として認められる人が配置できない場合，その入札は無効として失格となります。 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者は，病気，死亡，退職等の極めて特別な場合を除き，変更はできません。 特別な理由により，やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は，当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。 <END>		技術資料（様式第２号）に，自己評価表に記載した配置予定技術者と同じ人を全員記入し，それらの人についての法定資格を記入してください。 記載した全ての配置予定技術者について，下記の資料を提出してください。 法定資格を証明する書類を提出してください。 雇用期間が３ヵ月以上となることを証明する資料として，雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れかの写しを提出してください。 監理技術者にあっては，監理技術者証，監理技術者講習終了証又は指定講習終了証の写しについても提出して下さい。 <END>	●
				工事を施工しうる国家資格を有する者のうち，2級の国家資格を有する者。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1				
				上記以外の資格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
		同種工事の工事成績	主任技術者（監理技術者）として従事した同種工事での工事成績評定点（現年度(公告日前日まで)及び過去３ヶ年度の評定点） （対象となる同種工事は案件ごとに定める）	８０点以上あり。	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2	配置予定技術者の同種工事の工事成績は，新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。（水道局が発注した工事については，評価の対象としません。） 入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は，異なる工事でも構いません。 配置予定技術者の工事成績は，個人としての実績ですので，入札参加者以外の会社に所属していた時の工事成績でも評価の対象となります。 配置予定技術者の従事役職が「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した場合のみ評価の対象となります。 契約工期全てに従事していた工事，もしくは技術者が途中交代した場合は当該工事の契約工期（中止期間がある場合，中止期間を除く）の２／３以上に従事していた工事が評価の対象となります。 上記に該当した工事のうち，工事評定点が７５点以上もしくは８０点以上と採点された工事の有無で評価してください。 <END>	共同企業体での工事成績評定点は，出資比率にかかわらず対象としません。 <END>	技術資料（様式第２号）に，入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす工事で，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内の工事評定点が，７５点以上もしくは８０点以上と採点された工事の有無について記入してください。 また，該当する工事が有る場合，その工事名及びしゅん工年月日を記入してください。 配点ランク「２」又は「１」に該当する場合，次の資料を提出してください。 ①「工事成績評定通知書」の写し ②（財）日本建設情報センターが発行するＣＯＲＩＮＳの竣工時カルテ受領書等で，配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの <END>	●
				７５点以上あり。	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1				
				実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

	評価項目		評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
工事の施工能力	配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工実績	同種類似工事の施工実績（現年度(公告日前日まで)及び過去１０ヶ年度内の実績）（対象となる実績要件は案件ごとに具体的に定める）	国，旧公団，都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2	入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす，現年度（公告日前日まで）及び過去１０ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は，異なる工事でも構いません。 配置予定技術者の施工実績は，元請業者としての工事実績のみが対象となり，それ以外の場合の施工実績は対象となりません。 配置予定技術者の施工実績は，個人としての実績ですので，入札参加者以外の会社に所属していた時の実績でも評価の対象となります。 配置予定技術者の従事役職は「主任技術者」又は「監理技術者」の他に「担当技術者」として従事した場合も評価の対象となります。 配置予定技術者の従事役職が「担当技術者」の場合，工程管理や安全管理等，技術的に携わっていたことが証明できない場合の配点ランクは「０」となります。 配置予定技術者が技術的に携わっておらず，従事役職が「現場代理人」のみの場合は，評価の対象となりません。 契約工期全てに従事していた工事，もしくは技術者が途中交代した場合は当該工事の契約工期（中止期間がある場合，中止期間を除く）の２／３以上に従事していた工事が評価の対象となります。 発注者が下記の場合は，配点ランク「２」に該当します。 ①国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ②都道府県 ③政令指定都市（注１） ④旧道路公団（注２） ⑤独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥日本下水道事業団 【注１】 政令指定都市のうち，新潟市が発注した工事の実績には，合併前にしゅん工した旧新潟市以外（新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村，巻町）の工事実績も含みます。 【注２】 旧道路公団とは，旧道路公団及び現在，高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。 発注者が財団法人や，土地改良区などの場合は，配点ランク「１」に該当します。 <END>	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績を評価するとき，共同企業体の出資比率にかかわらずその共同企業体のすべての構成員の技術者について，実績があると認めます。 <END>	技術資料（様式第２号）に，入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす，配置予定技術者の現年度（公告日前日まで）及び過去１０ヶ年度内の工事実績を記入してください。 上記の要件を満たすことが明確に判断できるように記載してください。 配置予定技術者が，「担当技術者」として従事した施工実績の場合，従事役職には技術的に携わった担当（工程管理担当者，安全管理担当者等）を記載して下さい。 契約金額は，最終請負金額（消費税込み）を記入して下さい。 内容を証明するものとして，下記に掲げるいずれかの書類を提出して下さい。 １　公共機関発注の場合は，（１）～（３）のいずれかを提出してください。 （１）①（財）日本建設情報センターが発行する ＣＯＲＩＮＳの竣工時カルテ受領書 ②竣工時データの写し （２）発注機関が発行した「工事実績証明書」 （写しでも可。 ただし公告日から１年以内に発行されたものに限る。） （３）契約書の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） 及び配置技術者を確認できるもの ２　公共機関以外の発注の場合は，（１）（２）の両方を提出してください。 （１）契約書の写し （工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること） 及び配置技術者と工事内容を確認できるもの （２）一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合，契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合， 一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者からの証明書。 上記書類で条件を満たす規模等および配置予定技術者が技術的に携わったことが明確に判断できない場合は点数が無効になりますので，必要に応じて工事内容・規模等が確認できる図面等を添付してください。 特に，ＣＯＲＩＮＳのデータ入力が「代表値」となっている場合等は，判断できないことがあるので，必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 また，ＣＯＲＩＮＳの竣工時カルテ受領書以外を提出する場合などは，別途，配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 <END>	●
				上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	1				
				実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

	評価項目	評価内容	評価基準		配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
地域貢献度	災害時活動協力	新潟市の災害協定の有無（現年度(公告日前日まで)及び過去３ヶ年度内の協定）	工事施工場所と同一区域内での災害協定の締結実績あり。		3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2	災害時活動協力については，新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被害調査，応急対策，応急復旧を目的に新潟市長と協定を締結している場合に評価の対象となります。 現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と災害協定の締結がある場合，評価の対象となります。 （活動の実績の有無は問いません。） 災害協定のほか，被害箇所の応急対策等について，各企業が市長と「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」を締結している場合など，その「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が明確に工事施工場所と同一区域内と判断できる場合，配点ランクは「２」に該当します。また，工事施工場所と同一区域外の場合は，配点ランク「１」に該当します。 〇〇協同組合や△△協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合で，その協会等に加入しているだけの場合は，工事施工場所と同一区域内とみなしませんので，配点ランクは「１」に該当します。 新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については，評価の対象となりません。 新潟市と「阿賀野川床固め公園施設撤去・復旧業務委託」の契約については，新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので，評価の対象となりません。 【参考】 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」とは 市では，新潟市地域防災計画の応援要請計画において，「大規模な災害が発生した場合，市及び防災関係機関のみの対応では，住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため，他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。」こととしており，「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの協定を各種団体や企業などの方々と締結しているものです。 災害協定の締結は，下記の担当課が窓口となります。 ①「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの包括的協定については，市民生活部危機管理防災課が窓口となります。 ②上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については，詳細事項を主管する担当課が窓口となります。 新潟市市民生活部危機管理防災課のホームページ「災害時応援協定について」を参考としてください。 （http://www.city.niigata.jp/info/bousai/3koujo/kyotei/kyotei.htm） <END>		技術資料（様式第１号）に，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と災害協定の締結の有無について記入してください。 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内かどうかが明確になっている場合，その区名を記入してください。 新潟市全域を活動の対象としている協定の場合は，工事施工場所と同一区域内とみなしませんので「該当する区」は空欄のままにしてください。 新潟市と協定を締結している場合，協定書の写しを提出してください。 申し合わせ書を締結している場合で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合，申し合わせ書の写しおよび災害活動の対象の位置が分かる図面等の写しを提出してください。 災害活動の対象の位置と工事施工場所とが異なる区域の場合，申し合わせ書の写しのみを提出してください。（図面等の写しについては提出不要です。） 〇〇協同組合や△△協会と市長が協定書を締結している場合，企業がそれらの団体に加入していることを証明する書類についても提出してください。 <END>	●
			上記以外での災害協定の締結実績あり。		2.0	1.33	1.33	1.33	0.67	0.67	0.67	1				
			契約実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
	除雪協力	新潟市の除雪協力の有無（現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内の契約）（複数の契約がある場合は，何れか１つの契約で判断し評価する。）	工事施工場所と同一区域内において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結がある場合に評価の対象となります。 評価の対象となる契約は「道路除雪作業委託契約」であり，道路以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は評価の対象となりません。 委託契約の締結が複数ある場合は，何れか１つの契約で判断し評価します。 除雪協力の活動対象場所と工事施工場所の区と除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。 なお，国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については，その主たる区で判断します。 主たる区とは，活動対象路線の延長距離が一番長い区のことを指しますが，それ以外の区であっても１区内の延長距離が５km以上の場合は，主たる区として取り扱います。 １契約において，その活動対象場所で除雪を自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械との両方で作業を行う場合，除雪機械の貸与を受けないものとして評価します。 上記の場合，工事施工場所と同一区域内の場合，配点ランクは「４」に該当し，工事施工場所と異なる区域の場合，配点ランクは「２」に該当します。 <END>		技術資料（様式第１号）に，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結の有無について記入してください。 また，委託契約の締結が有る場合，その活動対象の区名，及び新潟市から除雪機械の貸与の有無について記入してください。 新潟市と委託契約を締結している場合，契約書の写しを提出してください。 その活動の対象の位置が工事施工場所と同一区域内の場合，活動の対象の位置が分かる図面等の写しを提出して下さい。 活動の対象の位置と工事施工場所とが異なる区域の場合，図面等の写しの提出は不要です。 <END>	●
				新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	2.50	1.67	1.67	1.67	0.83	0.83	0.83	3				
			工事施工場所と異なる区域において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	2.0	1.33	1.33	1.33	0.67	0.67	0.67	2				
				新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	1.50	1.00	1.00	1.00	0.50	0.50	0.50	1				
			契約実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

２　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
地域貢献度	地域内拠点	本社（本店）の所在地（入札参加申込締切日現在）	本社（本店）が工事施工場所と同一区域内に存在する。	2.0	2.0			1.0			2	本社（本店）の所在地で判断し，該当する配点ランクにより評価します。 上記については，入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。 <END>		資料の提出は求めません。 技術資料（様式第１号）に，入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社（本店）の所在地を記入してください。 <END>	●
			本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する。	1.0	1.0			0.5			1				
			本社（本店）が新潟市内に存在しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
	緊急修繕	新潟市の道路施設の緊急修繕の契約の有無（現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内の契約）	工事施工場所と同一区域内での緊急修繕の契約実績あり。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2	現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市からの「緊急修繕等通知書」により道路の緊急修繕を行った実績がある場合に評価の対象となります。 緊急修繕の位置が，工事施工場所と同一区域内の場合，配点ランクは「２」に該当します。 <END>		技術資料（様式第１号）に，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市と緊急修繕の契約の締結の有無について記入してください。 また，緊急修繕が有る場合，その緊急修繕の契約対象の区名を記入してください。 新潟市からの「緊急修繕等通知書」の写しを提出してください。 <END>	●
			上記以外の契約実績あり。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	1				
			契約実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
	新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無（公告日現在の認定）	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1	公告日現在において，「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づく新潟市消防団協力事業所としての認定を受け，表示証の交付を受けている場合に評価の対象となります。 <END>		技術資料（様式第１号）に，公告日現在において，新潟市消防団協力事業所として認定を受け，且つ，表示証の交付の有無について記入してください。 また，表示証の交付が有る場合，その表示証の交付を受けた年月を記入してください。 証明する資料として，消防団協力事業所表示証の写しを提出してください。 写しの提出があった場合，表示証には交付を受けた年月しか記載されていませんので，市で交付を受けた年月日を確認し公告日現在での有効性について判断します。 <END>	●
			該当しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
	高齢者雇用	高齢者雇用の有無（公告日現在の雇用，規定）	高齢者を継続雇用している。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2	公告日現在における，高齢者の継続雇用や就業規則等への規定により配点ランクを選択します。 ここで言う「高齢者」とは，６０歳以上６５歳未満の人のことを指します。 ６０歳に満たない人を公告日の前日より１年以上前から雇用していて，その人が６０歳以上に達してもなお１年以上の雇用契約を締結している場合に評価の対象となり，配点ランク「２」に該当します。（６０歳以上に達してから実際の雇用期間が１年以上経過した人のみが対象となるものではありません。） なお，その人が６５歳に到達した場合は，配点ランク「１」もしくは「０」となります。		技術資料（様式第１号）に，公告日現在において，６０歳以上６５歳未満の人と１年以上の雇用契約の締結の有無について記入してください。 また，雇用契約が無い場合，就業規則等に６０歳以上６５歳未満の継続雇用などに関する規定の有無について記入してください。 ６０歳以上６５歳未満の人の雇用が有る場合，その人を６０歳未満のときから継続雇用していることを証明する資料として，次の資料を提出してください。 ①公告日現在において，雇用期間を定めていない，もしくは１年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し 上記①②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は，継続雇用（在籍していること）を証明する資料として，該当する月（６０歳となる月とその前月，および公告日の該当月）の賃金台帳や給与等の振込一覧表の写しなどを別途提出してください。 なお，雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は，次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ①雇用した日付 ②雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨） ③就業の場所 ④一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） ６０歳以上６５歳未満の人を雇用していなくとも，就業規則等にそれらに関することが規定されていて，労働基準監督署に提出している場合は，その写しなど，証明できるものを提出してください。 <END>	●
			上記に該当しないが，就業規則等に規定している。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	1	また，６０歳以上６５歳未満の人を継続雇用していなくとも，就業規則等にそれらについての規定があり労働基準監督署に提出している場合は，配点ランク「１」に該当します。 今まで自社で雇用していなかった６０歳以上６５歳未満の人を新規に雇用した場合は，高齢者雇用での評価の対象にはなりませんが，新規雇用（雇用状況）での評価の対象となる場合がありますので，そちらの留意事項を参照してください。 一旦雇用期間が満了した人を，雇用していない期間が１日もなく継続して雇用契約を締結している場合は，継続雇用として取り扱います。その際の契約内容については，労働時間が不定期な非常勤としての雇用形態であっても継続雇用として取り扱います。 また，一旦雇用期間が満了し，その後，１日でも自社に雇用していない期間がある場合の再雇用は，継続雇用として取り扱いません。			
			上記を規定していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者としてではなく，雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として継続して任用する場合は，評価の対象となりません。 <END>			

	評価項目	評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
地域貢献度	障がい者雇用	障がい者雇用の有無（公告日現在の雇用）	市内に従事する障がい者を１人以上継続雇用している。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2	公告日現在において，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者を１人以上雇用していて，その障がい者と１年以上の雇用契約の締結がある場合に評価の対象となります。 （実際に雇用してから１年以上経過した人のみが対象となるものではありません。） 障害者手帳の交付を受けていない人は，評価の対象となりません。 また，法定雇用義務のある企業については，実際に雇用している障がい者の人数から，法定雇用率１．８％を掛けて得た雇用義務の人数を除いた人数が１人以上の場合に評価の対象となります。 上記評価の対象となる障がい者が，１人でも市内の本店，支店，営業所等に勤務（在籍）している場合は，配点ランク「２」に該当します。 法定雇用義務のある企業の場合，新潟市内に勤務している障がい者がいても，雇用義務の人数を除いた人数が１人以上いない場合は「配点ランク０」となります。 雇用者数の算定については，「障害者雇用率」を算定する場合の規定と同様，下記のとおり取り扱います。 週所定労働時間が３０時間以上の障がい者については，実際の雇用者数で算定します。 週所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の場合は，実際の雇用者数に０．５を乗じて得た人数で雇用者数を算定します。 重度身体障害者および重度知的障害者については，上記算定の際，更に２を乗じて算定します。 障害者雇用率を算定するための雇用労働者数（除外率相当労働者数を控除する前）は，入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「２年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数により技術評価点を算定いたします。 上記申請後に総職員数が変わり変更申請を行った場合であっても，総職員数は上記申請時の人数で算定します。 毎年６月１日現在で公共職業安定所（ハローワーク）に報告している「障害者雇用状況報告書」とは異なりますのでご注意ください。 自己評価の際は，別途掲載の「障がい者雇用チェックシート」をご利用ください。 <END>		技術資料（様式第１号）に，公告日現在での障がい者との１年以上の雇用契約の締結の有無について記入してください。 また，雇用契約が有る場合，その方が勤務している所在地を記入してください。 「障がい者雇用チェックシート」を提出してください。 障がい者との１年以上の雇用契約の締結が有ることを証明する資料として，評価基準の条件を満たす人数分の障がい者について，次の資料を提出してください。 ①雇用期間を定めていない，もしくは１年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し また，技術資料を契約担当部署に提出する際，上記①②を提出された方について，障害者手帳（確認がとれる部分の写しでも可）により確認させていただきますので，必ず持参してください。（提出する必要はありません。） なお，雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は，次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ①雇用した日付 ②雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨） ③就業の場所 ④一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END>	●
			上記以外で障がい者を１人以上継続雇用している。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	1				
			障がい者を雇用していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
	男女共同参画	就業規則等で男女共同参画に関する規定の有無（公告日現在の規定）	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2	公告日現在において，関係法令に基づく育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則があり，労働基準監督署に提出している場合に評価の対象となります。 育児休業制度および介護休業制度の両方の規定がある場合，配点ランクは「２」に該当します。 いずれか一つの規定がある場合，配点ランクは「１」に該当します。 <END>		技術資料（様式第１号）に，公告日現在で有効な労働基準監督署に提出している就業規則での育児休業制度および介護休業制度の規定の有無について記入してください。 上記の規定が有る場合，労働基準監督署に提出し受付印が押印されている就業規則の写しを提出してください。 <END>	●
			育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	1				
			規定していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
	ボランティア活動	新潟市内のボランティア活動の実績（公告日前日から過去１年間の実績）	工事施工場所と同一区域内でボランティア活動の実績がある。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2	ボランティア活動の評価については，公告日前日から過去１年の間に，新潟市内おいて「道路，公園，河川，海岸，潟等の公共空間での清掃活動や植樹活動等，直接的な環境美化・環境保全活動」を行った場合に評価の対象となります。 公共空間は，通常，国，旧公団，県，市が設置もしくは管理してますが，その他の団体や個人が所有もしくは管理している空間であっても，不特定多数の方が自由に出入りもしくは利用できる空間で，且つ，営利活動を目的としていない場合は，公共空間とみなします。 例として，〇〇土地改良区の用・排水路（水路敷）や日常的に不特定多数の人が通行する私道などは，公共空間とみなします。 ただし，地域のごく一部の人しか知り得ず，主にその人たちのみが利用するような空間は，公共空間とはみなしません。 上記の活動については，毎年実施しているなど定期的に実施している場合や，今後将来的に定期的に実施していく予定の新たな活動を行った場合などが評価の対象となります。 上記の活動を企業として行った場合，もしくはそれらの活動を行ったボランティア団体等に所属して団体等の活動に企業として参加した場合に評価の対象となります。 ボランティア団体等については，地域に寄与する上記の活動について，定款や会則に活動内容を示している団体とします。 【評価の対象とならない活動の例】 ①工事箇所周辺の一時的・臨時的な清掃活動など ②廃品回収活動 ③防犯活動 ④防災訓練 ⑤赤い羽共同募金，献血推進活動などの福祉的な活動 ⑥自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など ⑦祭り等のイベント開催後の後始末に含まれる清掃活動など <END>		技術資料（様式第７号）に，公告日前日から過去１年間において活動した実績について記入してください。 ボランティア活動を証明するものとして，次の資料を提出してください。 活動を証明する資料は，原則，活動の主催者が証明したものの写しを提出してください。 主催した団体が解散した等により提出が不可能・困難な場合は，客観的に活動実績を証明できる資料を提出してください。 当該活動を証明する，協定書，認定書，公的機関や自治会・町内会長等からの証明書や感謝状，新聞記事及び地域情報紙（広報等）等の写し及び写真等を提出してください。 ただし，協定書，認定書については，技術資料提出期限日における当該協定，認定の有効性を明確に証明できなければ実績として認められないので，協定書，認定書の写しの外に，年度更新等における通知文，依頼文等の写しも併せて提出してください。 新聞記事や地域情報紙（広報等）等の写しや写真等を提出する場合は，当該写しにより，掲載時期，実施時期，実施内容，団体名，会社名が明確に判断できるものを提出してください。判断できない場合は，評価点を修正します。 ボランティア団体等に所属して活動した場合，その団体の活動内容が明記されている定款や会則の写しを提出してください。 また，団体に所属していたことを証明する，団体の代表者名からの証明書の写しを提出してください。 <END>	●
			上記以外でのボランティア活動の実績がある。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	1				
			実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

２　評価項目別の留意事項

	評価項目	評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
地域貢献度	市内企業の活用	一次下請を含む市内企業（入札参加申込締切日現在）の活用状況	自社施工及び一次下請施工において，市内本社（本店）の企業が施工する工事費総額が，請負金額の８０％以上である。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	市内企業の活用は，公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。 過去の実績等により評価するものではありません。 受注者の責により自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は，「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を後段のとおり減点しますので注意してください。 請負金額に対する市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額の割合により，該当する配点ランクにより評価します。 「割合（%）」＝「工事費総額」÷「請負金額」 工事費総額とは，市内に本社（本店）が所在する企業の工事費（自社施工及び一次下請施工）の合計です。 ※参考 「自社施工の工事費」＝「請負金額」－「下請総額」 入札参加者の本社（本店）の所在地は，入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。 【減点値の算定方法】 減点値＝８点×（α－γ）／α（小数点以下第１位四捨五入整数止） α：落札時の「市内企業の活用」の技術評価点 γ：達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点 ※８点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <END>		技術資料（様式第１号）に，請負金額に対する市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。 工事費の割合については，１千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」により市内企業の施工状況を確認しますので，別途資料の提出は求めません。 <END>	●
			上記の工事費総額が，請負金額の７０％以上である。	1.5	1.5	1.5	1.5	0.75	0.75	0.75	3				
			上記の工事費総額が，請負金額の６０％以上である。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	2				
			上記の工事費総額が，請負金額の５０％以上である。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	1				
			上記に該当しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				
客観的な優良性	ＩＳＯの認証	ＩＳＯ認証取得の有無（公告日現在の認証）	ISO9001及びISO14001の両方の認証を入札参加者名で受けている。			2.0	2.0		2.0	2.0	2	公告日現在において有効なＩＳＯ９００１，ＩＳＯ１４００１の認証取得があり，その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に，評価の対象となります。 有効期限が公告日より前のものや，認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は，評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 〇〇建設（本社）で入札に参加したが，認証を受けている部署は〇〇建設（△△営業所）のみの場合。 <END>		技術資料（様式第１号）に，公告日現在において有効なＩＳＯ９００１，ＩＳＯ１４００１の認証の取得について記入してください。 認証取得が有ることを証明する資料として，認証登録証明書などを提出して下さい。 <END>	●
			ISO9001又はISO14001の認証を入札参加者名で何れか１つ受けている。			1.0	1.0		1.0	1.0	1				
			上記の認証なし。			0.0	0.0		0.0	0.0	0				
	エコアクション２１等の認証	エコアクション２１等の認証取得の有無（公告日現在の認証，加入）	エコアクション21の認証及び建設業労働災害防止協会への加入がある。	1.0～2.0	2.0			2.0			2	公告日現在において有効なエコアクション２１の認証を受けている場合に評価の対象となります。 なお，ＩＳＯ１４００１の認証取得がある場合，エコアクション２１の認証を受けているものと見なし，評価の対象となります。 公告日現在において建設業労働災害防止協会へ「１号会員」または「２号会員」として加入している場合に評価の対象となります。 建設業労働災害防止協会へ「賛助会員」として加入している場合は，評価の対象となりません。 <END>		技術資料（様式第１号）に，公告日現在において有効なエコアクション２１の認証の有無および建設業労働災害防止協会への加入の有無について記入してください。 エコアクション２１の認証が有る場合，認証登録証明書などを提出してください。 建設業労働災害防止協会への加入が有の場合，各支部で発行する加入証明書の写し，もしくは会費を納入した証の写しを提出してください。 <END>	●
			エコアクション21の認証又は建設業労働災害防止協会への加入の何れか１つに該当する。	0.5～1.0	1.0			1.0			1				
			該当しない。	0.0	0.0			0.0			0				
	優良工事表彰等	新潟市における同種工事の優良工事表彰等の有無（現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内での表彰等）	同種工事の優良工事表彰の受賞あり。		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす工事が評価の対象となります。 現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市優良工事表彰の受賞がある場合，配点ランクは「２」に該当します。 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも，現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内にしゅん工した工事おいて，工事成績評定点が８０点以上と採点された工事がある場合，配点ランクは「１」に該当します。 <END>	優良工事表彰を評価するとき，共同企業体の受賞は，出資比率にかかわらず対象としません。 工事成績を評価するとき，共同企業体での工事成績評定点は，出資比率にかかわらず対象としません。 <END>	技術資料（様式第１号）に，同種工事の新潟市優良工事表彰の受賞，もしくは工事成績評定点が８０点以上と採点された工事の有無について記入してください。 現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内において，新潟市優良工事表彰の受賞がある場合，受賞した年月日及び工事名を記入してください。 また，受賞した表彰状の写しを提出してください。 現年度（公告日前日まで）及び過去３ヶ年度内にしゅん工した工事おいて，工事成績評定点が８０点以上と採点された工事がある場合，しゅん工年月日及びその工事名を記入してください。 また，その工事の「工事成績評定通知書」の写しを提出してください。 <END>	●
			同種工事で８０点以上の工事成績評定点あり。		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1				
			受賞等なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

	評価項目	評価内容	評価基準	配点 地域貢献度評価型	施工実績評価型 Ⅲ型	施工実績評価型 Ⅱ型	施工実績評価型 Ⅰ型	簡易型 C型	簡易型 B型	簡易型 A型	配点ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での過去の実績の取り扱い	落札候補者となった場合	前版から変更あり
新規雇用	雇用状況	新規雇用及び解雇の有無（公告日前日から過去１年間の実績）	解雇がなく，入札参加登録時の総職員数の４％以上新規雇用した。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3	公告日前日から過去１年間に１人でも解雇者がいる場合は評価の対象となりません。 公告日前日から過去１年間に新規雇用者がいる場合，もしくは１人も解雇者がいない場合に評価の対象となります。 【解雇者に該当する場合の例】 ①実質は懲戒解雇，若しくは自主退職等であったとしても，企業側の配慮で離職の理由を会社都合とした場合 ②早期退職者募集により人員を整理した場合 ③今回の評価の対象となる新規雇用者を解雇した場合 【解雇者に該当しない場合の例】 ①懲戒解雇，若しくは自主退職や定年退職により離職した場合 ②定年退職者を再雇用したが，その人が高齢等のため職務に耐えられなくなった場合などによる理由で，その人に離職してもらう場合（雇用調整以外の離職） ③関連企業（※１）内において，他社に配置する目的で自社を会社都合により離職した人については，関連企業（※１）内での異動とみなし，解雇者として取り扱いません。 ＜ ⇓ ＞		技術資料（様式第６号）に，公告日前日から過去１年間の解雇の有無について記入してください。 上記において解雇が無い場合，新規雇用者の人数，総職員数を記入してください。 新規雇用したことを証明する資料として，評価基準の条件を満たす全ての新規雇用者について，次の資料を提出してください。 ①雇用期間を定めていない，もしくは１年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し なお，雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は，次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ①雇用した日付 ②雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨） ③就業の場所 ④一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END>	●
			解雇がなく，新規雇用あり。入札参加登録時の総職員数の４％未満の場合。 新規雇用者数／総職員数＝ａ（％）	(a×0.5)＋1	(a×0.5)＋1	(a×0.5)＋1	(a×0.5)＋1	(a×0.5)＋1	(a×0.5)＋1	(a×0.5)＋1	2	【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ①自社に初めて雇用した人（新卒者や関連企業（※１）以外の他社を離職した人など）については，１年以上継続して雇用する雇用契約を締結し，現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ②試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合については再雇用と見なしませんので，通算して１年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。（例１参照） ③期間を定めて雇用契約を締結し，その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について，一番最初に採用した時から通算して１年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。（例１参照） ④新規雇用者の年齢は問いませんので，６５歳以上の方でも新規雇用者として取り扱います。 ⑤新規雇用者の住所および勤務先の所在地は，新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 ＜ ⇓ ＞			●
			解雇がなく，新規雇用もない。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	【新規雇用者に該当しない場合】 ①公告日以降，技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合，もしくは退職することが明らかであり，新規に雇用した人の雇用期間が１年に満たない場合は，その人については新規雇用者として取り扱いません。 ②期間を定めた雇用契約を締結し，その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について，一番最初に雇用した時から既に１年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。（例２参照） ③自社を定年退職した人の継続・再雇用は，新規雇用者として取り扱いません。 ④自社に１年以上雇用していた人の契約期間が満了し，その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合，新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際，期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても，新規雇用者として取り扱いません。 ⑤関連企業（※１）内において，ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合，関連企業（※１）内での異動とみなし，新規雇用者として取り扱いません。 （※１）ここで言う関連企業とは，「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。 ⑥雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者としてではなく，雇用保険の適用除外となる役員のみの職務として新規に任用した場合は，新規雇用者として取り扱いません。 ＜ ⇓ ＞			
			解雇がある。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	【加点評価での件数制限について】 ①配点ランク「２」以上で加点評価し落札候補者とする案件は，当該年度内において３件までとします。 ②上記の件数は，開札日を基準日として，総合評価点を決定する際に件数を数えます。 ③同日に開札される案件が複数ある場合，案件番号の若い順番に総合評価点を決定し，その途中で３件目に到達した場合，それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「２」以上の場合であっても配点ランクは「１」として総合評価点を決定します。 ④落札候補者となり一度件数として数えられた案件については，その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても，そのまま件数として数えます。 ただし，落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は，この限りではありません。 ⑤上記④で順位が繰り上がり，新たに落札候補者となった者については，その案件については件数に数えません。 （これにより３件を超えて落札候補者となる場合があります。） ⑥技術資料提出時点において，配点ランク「２」以上での落札候補者の案件が３件未満であれば，評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。 技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で３件目に到達した場合，市で評価点を配点ランク「１」に修正します。 ⑦３件までとする制約がありますので，どの案件に対して配点ランク「２」以上で評価するかは個々の企業の自由な判断によりますので，配点ランク「２」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「１」として評価することは構いません。 ⑧特定共同企業体で入札に参加する場合は上記の件数制限は適用しませんので，本来の配点ランクで評価して構いません。また，落札候補者となった場合についても，代表者および構成員についての件数として数えません。 ＜ ⇓ ＞ 【配点ランク「２」の計算について】 配点ランク「２」に該当する場合の端数処理については，次のとおりです。 新規雇用者数／総職員数（％）＝ａ　は小数点以下第２位四捨五入１位止です。 評価点の（ａ×0.5）＋1　は小数点以下第３位四捨五入２位止です。 総職員数は，入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「２年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても，この評価項目の算定においては，総職員数は上記申請時の人数で算定します。 <END>			●